

第1号－1様式（その2）

【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（生徒本人の個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

- （2）次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分
②	☐	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

※ （2）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※必須項目

※ 個人番号カードの写し等を提出する保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

（ふりがな） 氏 名	生徒との 続 柄	（ふりがな） 氏 名	生徒との 続 柄

※ 上記保護者等（専攻科の場合は生計維持者）のその年の1月1日現在の市区町村までの住所を記入してください。

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
------------	------------	------------	------------